

支所長指示第21号

平成28年10月20日

仙台拘置支所長 岸 正

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、関係法令等に基づくほか、死刑確定者の心情の安定と処遇の適正を期すため、下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

なお、平成21年3月19日付け本職指示第5号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」は、廃止する。

記

- 1 死刑確定者と外部交通を許可されている者からの差入れは、原則として、これを許可する。
- 2 上記1以外の者からの差入れは、個別に審査を実施した上で許否判断を行う。

死刑確定者に対する差入品取扱一覧表

差入品目	外部交通許可方針者	外部交通許可方針者以外
現金・切手	許可（デザイン切手は要審査）	許可（条件付き）
衣類・日用品	許可	
書籍等	（数量制限，保安・内容審査）	審査の上，不許可
食料品・生花	不許可	

1 差入全般について

差入人ないし被収容者の法的身分にかかわらず，自弁物品非該当（自弁により使用・摂取できないもの等。法 4 6 I ⑤）又は差入方法制限抵触（1 回に差入れできる量を超過するなど。法 5 1）の場合，差入れは不許可となり，引取り等を求めることとなる。

※ ポストカード（絵はがき）については，書籍等（その他の文書図画）ではなく，法 4 2 I ③「信書を発するに必要な封筒その他の物品」として整理する。よって，刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き，差入れ許可対象（はがきとして使用も可）となる。

2 外部交通許可方針者からの差入れについて（従前と変わらず）

「現金」については，金額にかかわらず許可。

「切手」については，差入枚数制限はないが，デザイン切手の場合は内容審査を実施する。

「衣類・日用品・書籍等」については，差入数量等制限及び通常の検査（保安・内容）を実施する。

「食料品・生花」など，差入れを許可していない物品については，上記 1 のとおり，外部交通許可方針者であっても一律不許可となる。

3 外部交通許可方針者以外からの差入れについて

「現金・切手・衣類・日用品」については，これまでの取扱いを改め，次のいずれかに該当する場合を除き，差入れを許可する。

(1) 差入人が「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ」があると認められる場合

⇒ 組織関係の支援者、明らかな偽名の場合などが該当（法４６Ⅰ①）

差入人の氏名が不明な場合も当然に不許可となる（法４６Ⅰ④）

（２）差入物に何らかの意思や事実等の記載があり、外部交通の制限を潜脱していると認められるとき

⇒ 衣類や日用品等に、メッセージ性のある書き込みがあつて、死刑確定者に対する直接的な意思表示が記載されている場合。文字ではなくイラストや記号であっても、メッセージ性が推認される場合は該当する。

（３）当該確定者の状況、差入人との関係、その他外部交通の状況等から、差入れをすること自体が外部交通の制限を潜脱していると認められる場合

⇒ あらかじめ第三者を経由するなどして意思疎通をなすことにより、差入行為自体が死刑確定者に対する意思表示と認められる場合。

「書籍等」については、上記（１）ないし（３）に該当するか審査するが、該当しない場合でも、他の差入物と比して、一般的にメッセージ性が強いといえること、書き込みの有無の検査など、事務負担が大きく、施設の適正な運営を妨げる可能性があることなどから、典型的に施設の規律秩序を害するおそれがある（法４６Ⅰ①）といえるため、最終的に不許可とする。

#### ４ その他

外部交通許可方針者以外からなされた差入れに係る札状発信は、従前のおり、裁量により許すことができる。ただし、現金や切手の差入に限定するなど、物品ごとの差異は設けない。

※ 平成２８年１０月１３日付け矯正局成人矯正課（処遇第一係）メモ参照